

平成28年度 入札契約制度等の見直し概要

公契約大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与するため、次のとおり、入札契約制度等の改正を行いました。

- ◆入札契約制度 <http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/12500012.html>
- ◆公契約大綱 <http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1332829862915.html>

1. 低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直し・・・1

公契約大綱に基づき、最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式を適用しました。

2. 技術者の維持に係る評価方法の見直し（総合評価競争入札）・・・3

担い手の育成・確保に取り組んでいる企業を評価するため、雇用の増大の程度に応じ、加点することとしました。

3. 安全対策厳格化の試行・・・4

橋梁架設工事等、事故の発生が社会的に大きな影響を及ぼす工事について、事故の発生を未然に防止し、安全対策の強化を図る観点から、低入札価格調査における安全管理体制の厳格な調査を実施することとしました。

4. 公共工事設計労務単価の改定・・・5

昨今の技能労働者の不足に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から4年連続で、例年の4月改定を前倒して実施しました。

5. インフレスライドの適用・・・6

既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライドを適用し、新労務単価等に基づく請負金額に変更することとしました。

6. 技術者配置に係る金額要件の改正に伴う配置技術者の変更・・・7

平成28年6月の建設業法施行令の一部を改正する政令の施行による技術者配置に係る金額要件の改正に伴い、契約中の工事における技術者についても、変更できることとしました。

1. 低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直し

《建設工事》：低入札調査基準価格及び最低制限価格

1 主旨

公契約大綱に基づき、最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデルを適用しました。（平成 28 年 4 月モデル）

2 内容

現場管理費に乗じる数値を 0.80 から 0.90 に改正

○低入札調査基準価格

旧 H25.5改定				新 H28.4改定			
直接工事費	×	0.95	合計 ×(1+ 消費税率)	直接工事費	×	0.95	合計 ×(1+ 消費税率)
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.80		現場管理費	×	0.90	
一般管理費等	×	0.55		一般管理費等	×	0.55	

※ 新公契連モデル対応（平成 28 年 4 月モデル）

※ 範囲については改正なし（予定価格の 7.0/10～9.0/10）

○最低制限価格（参考値）

旧 H25.5改定					新 H28.4改定				
直接工事費	×	0.95		合計 ×(1+ 消費税率)	直接工事費	×	0.95		合計 ×(1+ 消費税率)
共通仮設費	×	0.90			共通仮設費	×	0.90		
現場管理費	×	0.80	× α		現場管理費	×	0.90	× α	
一般管理費等	×	0.55			一般管理費等	×	0.55		

※ 新公契連モデル対応（平成 28 年 4 月モデル）

※ 現場条件を考慮した補正係数 α は概ね 0.94～1.06 程度の間で変動

3 対象工事

調査基準価格：予定価格 1 億円以上の工事

最低制限価格：予定価格 1 億円未満の工事

4 適用期日

平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用

《注意》平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行うものは新公契連モデル（平成 29 年 3 月モデル）を適用済

《測量等業務》：最低制限価格

1 主旨

国の低入札価格調査基準価格算定式に準拠し、一部の業務について算定式を改正しました。（平成 28 年 4 月モデル）

2 内容

○測量業務

旧 H26.12導入				新 H28.4改定			
直接測量費	×	1.00	合計 ×(1+ 消費税率)	直接測量費	×	1.00	合計 ×(1+ 消費税率)
測量調査費	×	1.00		測量調査費	×	1.00	
諸経費	×	0.40		諸経費	×	0.45	

※ 範囲については改正なし（予定価格の 6.0/10～8.0/10）

○土木関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務

旧 H26.12導入				新 H28.4改定			
直接人件費	×	1.00	合計 ×(1+ 消費税率)	直接人件費	×	1.00	合計 ×(1+ 消費税率)
直接経費	×	1.00		直接経費	×	1.00	
その他原価	×	0.90		その他原価	×	0.90	
一般管理費等	×	0.30		一般管理費等	×	0.45	

※ 範囲については改正なし（予定価格の 6.0/10～8.0/10）

○地質調査業務

旧 H26.12導入				新 H28.4改定			
直接調査費	×	1.00	合計 ×(1+ 消費税率)	直接調査費	×	1.00	合計 ×(1+ 消費税率)
間接調査費	×	0.90		間接調査費	×	0.90	
解析等調査業務費	×	0.75		解析等調査業務費	×	0.80	
諸経費	×	0.40		諸経費	×	0.45	

※ 範囲については改正なし（予定価格の 2/3～8.5/10）

（参考：今回改正なし）

○建築関係建設コンサルタント業務

H26.12導入			
直接人件費	×	1.00	合計 ×(1+ 消費税率)
特別経費	×	1.00	
技術料等経費	×	0.60	
諸経費	×	0.60	

※ 範囲（予定価格の 6.0/10～8.0/10）

3 適用期日

平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行う測量等業務から適用

《注意》平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行うものは、新モデル（平成 29 年 3 月モデル）を適用済

2. 技術者の維持に係る評価方法の見直し（総合評価競争入札）

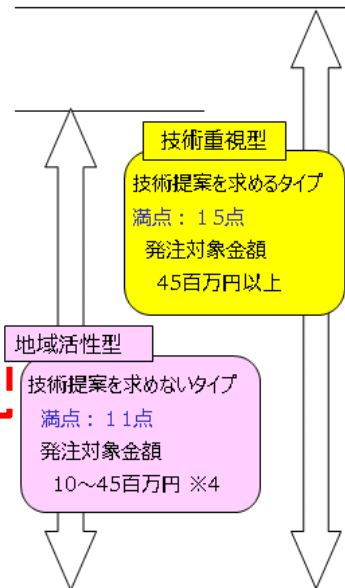
1 主旨

担い手の育成・確保に取り組んでいる企業を評価するため、雇用の増大の程度に応じ、加点することとしました。

2 評価項目（土木一式、ほ装工事）

評価項目		配点	
施工計画	品質管理等に関する提案	2~4点	
配置予定技術者	配置予定技術者	成績評点（※1）	1点
		継続教育（CPD）	0.8点
	建設機械保有状況	1点	
	優良工事施工者表彰	1点	
地域調達・雇用	府内企業の下請け	3点	
	資材の府内調達	1点	
	雇用	技術者の維持 0.5 → 0.7点 技術者数 0.5点	
地域貢献	地域維持業務実績（※2）	1点	
	災害協定締結（※2）	1点	
	緊急時の現場対応（※3）	1点	
合計（満点）		14.8 → 15点	

※1：25百万円未満は所有する国家資格
 ※2：いずれかを選択
 ※3：ほ装工事では適用しない
 ※4：45百万円以上でも一部地域活性型を適用



3 評価方法

【現行】

技術職員の減少状況（H25-H28）	点数
減少率 10%以内	0.5点
減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は2人以内	0.25点
減少率20%超かつ3人以上	0点

【改正後】

技術職員の増減状況（H25-H28）	点数
10% < 増減率 又は 3人以上の増	0.7点
0% ≤ 増減率 ≤ 10% かつ 2人以内の増	0.6点
-10% ≤ 増減率 < 0%	0.5点
-20% ≤ 増減率 < -10% 又は 増減率 < -20% かつ 2人以内の減	0.25点
増減率 < -20% かつ 3人以上の減	0点

4 適用期日等

- 平成28年7月1日以降に入札公告を行う工事から適用
- 建築一式、電気、管工事も同様に改正

3. 安全対策厳格化の試行

1 主旨

橋梁架設工事等、事故の発生が社会的に大きな影響を及ぼす工事について、事故の発生を未然に防止し、安全対策の強化を図る観点から、低入札価格調査における安全管理体制の厳格な調査を実施することとしました。

2 対象工事

低入札価格調査制度対象工事のうち、橋梁架設工事等、事故の発生が社会的に大きな影響を及ぼす工事（入札公告に記載）

3 内容

- ▶ 通常の低入札価格調査資料（様式1～14）に加え、**安全管理に係る資料**（FAXで指示）の追加提出
- ▶ 調査資料に記載する**下請負人の変更及び追加不可**
- ▶ 資料提出期限の短縮（開札日の翌日から2日以内）
- ▶ 調査資料提出の**意向確認書の事前提出**

【意向確認書について】

① 「調査資料提出の意向確認書」を入札参加資格確認時に提出

② 入札額が低入札価格調査未満となった場合

- ・ 調査資料を提出しない意向の者
⇒ 入札は無効、指名停止等の措置の対象外
- ・ **調査資料を提出する意向の者**
⇒ 厳格化の内容により低入札調査を実施
資料不受理等※の場合、入札は**無効、指名停止等の措置**

※ ①調査資料が提出期限までに提出できなかった場合
②提出した資料が発注者に受理されなかった場合

4 適用期日

平成28年11月10日以降入札公告する工事から適用

4. 公共工事設計労務単価の改定

1 主旨

昨今の技能労働者の不足に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から4年連続で、例年の4月改定を前倒して実施しました。

2 内容（公共工事設計労務単価）

職種	新単価	旧単価	上昇率
特殊作業員	18,800 円	18,900 円	-0.5%
普通作業員	18,100 円	18,200 円	-0.5%
とび工	22,100 円	21,600 円	2.3%
鉄筋工	21,700 円	21,200 円	2.4%
特殊運転手	18,500 円	18,600 円	-0.5%
型わく工	22,200 円	21,700 円	2.3%
大工	20,600 円	19,700 円	4.6%
交通誘導警備員 A	11,900 円	11,600 円	2.6%

※全 51 業種で単価改定され、京都府の平均は上昇率は 2.7%（全国平均 3.4%）

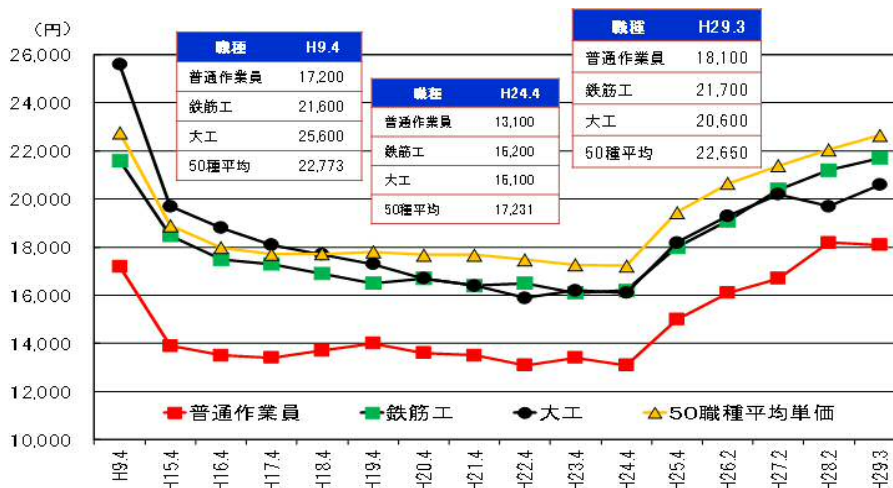
3 適用期日

平成 29 年 3 月以降の積算から適用

4 特例措置

平成 29 年 3 月 1 日以降に契約した工事等において、旧単価で予定価格を算出している場合、その工事の受注者は、発注者に対し、新単価に基づく契約に変更するための協議を請求できることとしました。

（参考）設計労務単価の推移



5. インフレスライドの適用

1 主旨

既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライドを適用し、新労務単価等に基づく請負金額に変更することとしました。

2 内容

工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定により、受注者は、工期内に急激な資材労務単価等の変動が生じ、請負代金額が不相当となったときに、請負代金額の変更を発注者に請求できます。

【スライド額の算定】

スライド額は、次式により算出する。

$$S = P2 - P1 - (P1 \times 1/100)$$

この式において、S、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額
(変動前残工事額)

P2 : 基準日における労務単価又は資材単価等を基礎として算出した P1 に相当する額
(変動後残工事額)

P1 及び P2 は、発注者積算額に当初契約の落札率を考慮して算出する。

$$P = \text{発注者積算額} \times \text{落札率}$$

3 対象工事

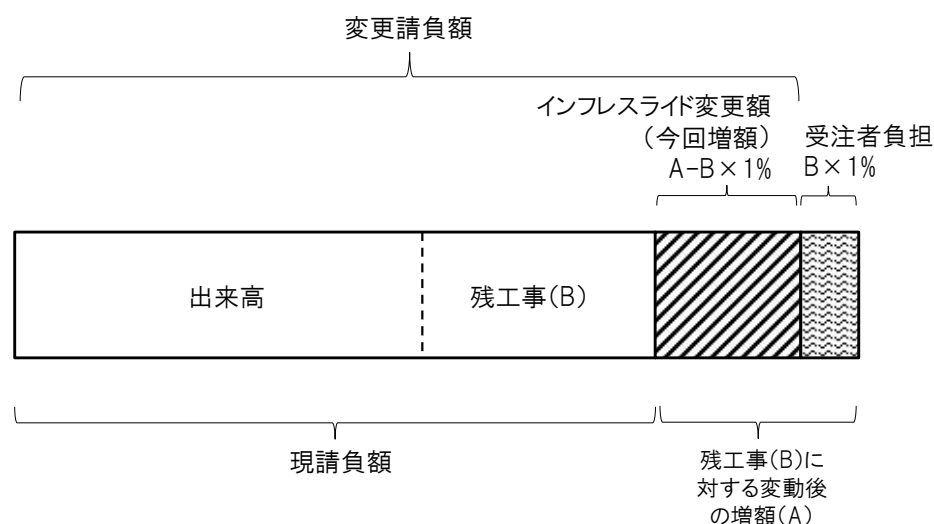
インフレスライド条項の適用対象工事は、次の全てを満足している工事とします。

- (1) 労務単価の改定日の前に契約を締結している工事であること。
- (2) 基準日において、残工期が 2 ヶ月以上あること。
- (3) 基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えていること。

4 基準日

スライド変更のための出来高を確認する日

【インフレスライド適用イメージ】



6. 技術者配置に係る金額要件の改正に伴う配置技術者の変更

1 主旨

平成28年6月の建設業法施行令の一部を改正する政令の施行による技術者配置に係る金額要件の改正に伴い、契約中の工事における技術者についても、変更できることとしました。

2 内容

	監理技術者の配置が必要となる 下請契約の金額		専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額	
	現行	改正	現行	改正
建築一式工事以外	3,000 万円	4,000 万円	2,500 万円	3,500 万円
建築一式工事	4,500 万円	6,000 万円	5,000 万円	7,000 万円

3 契約中の工事における技術者の変更

政令改正に伴い、技術者の配置要件が変更になる場合、下表の取扱いにより、協議によって技術者の変更が可能。

(例：建築一式工事以外の場合)

	請負金額	下請総額	技術者	変更が認められる条件	
				技術者の変更（交代）及び配置要件等の変更を行う場合	配置している技術者は変更（交代）せず、配置要件等のみの変更を行う場合
①	～25 未満	—	<u>主任（非専任）</u> →主任（非専任）	協議対象外 (専任配置している場合は、②と同様に扱う)	
②	25 以上 35 未満	30 未満	<u>主任（専任）</u> →主任（非専任）	<ul style="list-style-type: none"> • 工程上一定の区切り、同等の技術力、一定期間重複配置（※1） • 継続性、品質確保等に支障がないこと（※2） 	<ul style="list-style-type: none"> • 継続性、品質確保等に支障がないこと（※2）
③	”	30 以上 35 未満	<u>監理（専任）</u> →主任（非専任）		
④	35 以上	30 未満	<u>主任（専任）</u> →主任（専任）	協議対象外	
⑤	”	30 以上 40 未満	<u>監理（専任）</u> →主任（専任）	<ul style="list-style-type: none"> • 工程上一定の区切り、同等の技術力、一定期間重複配置（※3） • 継続性、品質確保等に支障がないこと（※4） 	<ul style="list-style-type: none"> • 継続性、品質確保等に支障がないこと（※4）
⑥	35 (40) 以上	40 以上	<u>監理（専任）</u> →監理（専任）	協議対象外	

[表中金額は百万円、アンダーラインは改正前の技術者]

※1:「建設工事と技術者の配置について」第4の2(3)を準用。

※2:主任技術者に変更する場合は、当該工事の継続性、品質確保等、技術上の管理を適切に行うこと。

監理技術者の場合は、主任技術者の職務に加え、下請負人の指導、監督等を適切に行うこと。

※3:専任を要する工事における技術者の変更は、原則、技術者の死亡、病気、工期延期、長期間工事など特別な場合に限ることとしている。

※4:※2に加え、他の工事の技術者に配置できないことに留意すること。

4 適用期日

平成 28 年 6 月 1 日から適用